

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)
理容室運営事業者募集要項

令和7年7月

兵庫県立西宮病院

1 目 的

この要項は、兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）（以下「当センター」という。）において行政財産の使用許可を受け、理容室を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

2 当センターの概要

（1）病院の規模（令和8年7月1日開院予定）

許可病床数＝552床 稼働病床数＝502床

診療科 35科

（内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科
腫瘍内科、糖尿病・内分泌代謝内科、リウマチ内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、歯科口腔外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療科、
リハビリテーション科、救急科、病理診断科、精神科、麻酔科、産婦人科、小児科
臨床検査科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科）

（2）外来診療日

土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日

（参考：県立西宮病院の状況）

・患者数（1日あたり）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入院患者数	297人	304人	307人
外来患者数	616人	607人	604人
計	913人	911人	911人

3 理容室の運営内容

（1）運営する業務

主に当院の患者を対象とした理容室の業務

（2）営業日

平日としますが、休日（土・日、祝日、年末年始）の営業については、運営事業者の提案に委ねます。

（3）営業時間

午前8時から午後5時30分までとしますが、時間延長については運営事業者の提案に委ねます。

（4）提供するサービス

① 基本的サービス

- ・調髪、カット、洗髪、毛染め

※病棟へ出張サービスにも対応願います。

② アピアランスケアに関するサービス

- ・医療用ウィッグ等による患者の整容改善

(医療用ウィッグやメイク等のアピアランスに関する無料相談や、医療用ウィッグの作成、医療用帽子の販売等)

- ・パンフレットの設置や、医療用ウィッグ等の製品展示

- ・医療用ウィッグ等の購入費助成制度や、書籍、がん情報サイトの紹介など各種情報提供

(5) 利用料金

基本的サービスにかかる料金は、運営事業者の提案に委ねますが、できるだけ患者等が利用しやすい低廉な価格としてください。

4 理容室に係る費用負担

(1) 行政財産の使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料を徴収します。

(2) 光熱水費

理容室の運営に係る光熱水費は、すべて運営事業者の負担とします。

(3) 工事費

理容室の運営に当たり必要な設備の設置・撤去、内装等の工事費用については、運営事業者の負担とします。

(4) 契約終了時（途中解約を含む）の原状復帰

運営事業者が設置した機器、什器・備品等、工事を行った内装等及びその変更並びに電源・給排水設備については、運営事業者の負担で原状に復すること。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

(1) 事業実績のある者

300床以上の病院において、理容室の運営事業を、公募開始日の前日までの過去3年以上継続して、健全な経営を行っている者であること。

(2) 実行力のある者

本要項に定める条件を充足し、理容室の運営事業を円滑に実行できる資力、信用及び能力等を備えている者であること。

(3) 欠格要件に該当しない者

次の①から⑨に掲げるいずれの項目にも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止措置を、プロポーザル募集公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において受けている者
- ③ 暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当する者
暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 労働基準法(昭和22年法律第49号)をはじめとする労働関係法令を遵守していない(できない)者
- ⑥ 本公告日から本公告に係る業務の受託事業者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑧ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮(令和7年6月1日以降は拘禁刑)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- ⑨ 兵庫県税を滞納している者

6 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日までの2年9ヶ月とします。

※ なお、当該許可期間内に許可条件の遵守及び良好なサービスの提供が行われ、理容室の運営に特段の問題を生じなかった場合、当初の許可条件を変更しないことを前提とし、引き続く3年間を限度として使用許可を更新することができるものとします。

(2) 使用料

① 使用料

金額：698,232円（2年9ヶ月 1,920,138円）

場所：2階 12.7㎡（別紙図面のとおり）

※ 使用料は、病院敷地と建物に係る使用料であるが、現在当センターは建設中であり、算定根拠となる建築費等が確定していません。この為、今後、使用料が増減する可能性がありますので、ご承知おきください。

※ 使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める建物使用料に基づく、理容室の面積に応じた使用料です。

※ 使用料は、倉庫・洗濯機等の設置があった場合、追加徴収します。

※ なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を使用料とします。

② 使用料の納付

使用料の納付は年度毎とし、当センターが指定する方法により納付してください。

7 運営条件（要求水準）

企画提案者の提案は、企画提案書（様式第3号）に従い提案内容の記載を求めますが、当センターの求める運営条件（要求水準）は次の事項を基本とします。

（1）基本条件

- ① 理容室は、患者のアメニティ向上のために重要な施設であることを認識し、設置目的に沿って運営すること。
- ② 理容室の運営に当たっては、利用者のサービス向上を図り、安定した運営を継続するため、事業の継続性、経営の健全性に配慮すること。
- ③ 病院内の店舗として清潔感のある内装、デザインとするとともに、病院全体の意匠、内装、サイン等と調和するよう配慮すること。
- ④ 専門技能を有する従業員を必要数配置し、接遇等の教育を徹底すること。
- ⑤ がん患者やその家族に対して治療等に関する情報提供を行う当センターのがん情報室（仮称）と連携して、アピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の充実を図ること。

（2）営業条件

- ① 理容室の運営に当たり必要な設備の設置・撤去・内装等については、運営事業者の負担と責任において施工すること。
- ② 理容室の運営に当たり発生する光熱水費は、運営事業者が負担することとし、使用実績を把握できるように子メーター等の設置を行うこと。
- ③ 理容室の運営により発生した廃棄物の収集・運搬・処理や理容室の清掃等は、

運営事業者の負担と責任において行うこと。なお、物資の搬入や廃棄物等の搬出の際は、当センターの業務に支障が無いように配慮し、経路や時間帯等について、あらかじめ当センターと協議すること。

- ④ 理容室の施設、設備は常に清潔に保ち、感染症対策を徹底すること。
- ⑤ 理容室の営業に必要な関係法令等に基づく許認可等については、運営事業者が責任を持って取得すること。
- ⑥ 理容室の運営に対する利用者からの苦情等については、運営事業者が責任を持って迅速かつ誠実に対応すること。またその内容について、遅滞なく当センターに報告すること。
- ⑦ 院内の設備点検や防災訓練等、当センターの運営に必要な事項については、全面的に協力すること。
- ⑧ 理容室の利用者数、売上額等、当センターから報告を求める事項については、すみやかに報告すること。
- ⑨ 従業員は、当センターの駐車場を利用しないこと。通勤等に必要であれば、運営事業者が外部で確保すること。
- ⑩ 接客時の感染防止対策を含め、適切な体制を整えること。
- ⑪ 病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
- ⑫ その他運営に必要な事項については、当センターと協議すること。

8 応募申込み手続き

(1) 提出書類 (①から⑤は各1部、⑥は正本1部、副本7部、⑦は8部)

- ① 参加申込書 (様式第1号)
- ② 欠格要件なきことの誓約書 (様式第2号)
- ③ 令和6年度納税証明書
- ④ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿の「履歴事項全部証明書」(法人の場合のみ必要)
- ⑤ 発行後3ヶ月以内の身分証明書 (「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」)(個人の場合のみ必要)
- ⑥ 企画提案書 (様式第3号)
- ⑦ 会社パンフレット等その他参考資料 (必要に応じ)

(2) 書類の提出期間

- ① 参加申込書

令和7年7月30日(水)から8月20日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

② 企画提案書等

令和7年8月21日(木)から9月5日(金)まで

(土曜日、日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

※ いずれも郵送の場合は必着とします。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできません。

③ プレゼンテーションの実施

企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを実施します。詳細については、別途通知します。

(3) 質問書の提出

参加申込書または企画提案書の提出にあたり質問がある場合は、様式第4号の質問書により直接持参するか、FAXまたは郵便により提出してください。

提出期間 令和7年8月4日(月)から8月12日(火)まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

回 答 令和7年8月20日(水)までに、参加申込者全員に回答書を電子メールにて送付する。

(4) 提出先

〒662-0918 西宮市六湛寺13-9

兵庫県立西宮病院 総務部総務課

電話：0798-34-5151 (内線3214) FAX:0798-23-4594

9 企画提案書作成上の注意

(1) 規格はA4版とします。

(2) 分かりやすく簡潔に記載してください。

(3) 提案に係る理容室の運営内容、内装等の資料を添付してください。添付書類は必要最小限のものとしてください。

(4) 企画提案書は返却しません。

(5) 企画提案書や必要書類の作成、提出に係る一切の費用は企画提案者の負担とします。

(6) 企画提案者から提出された企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報、本件運営事業者選定のための評価、手続きに使用すること以外に、企画提案者の承諾を得ずしては使用しないものとします。

10 企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から提出された企画提案書等の内容を審査し評価したうえで、企画提案者の中から最も優れた運営事業者を選定します。

(1) 決定方法等

当院に設置する委員会で総合的に評価したうえで、最も優れた企画提案者を運営事業者に内定（以下「内定運営事業者」という。）します。

ただし、本項（5）により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定運営事業者とします。

なお、提案内容の審査はプレゼンによることを基本とし、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会後に、個別にヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は企画提案者全員に、当センターから通知します。

(3) 非選定理由の開示請求

内定運営事業者に選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者は、当院が指定する期日までに行政財産目的外使用許可の申請書類を当院総務部総務課に提出してください。

(5) 内定運営事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、本項（4）に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書類を提出しなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定運営事業者の諸般の事情変化等により企画提案した理容室の運営が確実に履行できないと当院が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。